

徳島県環境影響評価条例の一部改正について

1 徳島県環境影響評価条例について

環境影響評価制度は、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施するにあたり、事業者自らが、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、住民、知事等から意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作成していくことを目的とする制度である。

徳島県環境影響評価条例は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）の制定を踏まえ制定されたが、法に比べ、環境影響評価の対象となる事業及び事業規模をはば広くして、制度の充実を図っている。

2 条例改正の理由

平成23年4月に環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年法律第27号）が公布され、方法書の作成前の手続として計画段階配慮事項についての検討の手続が創設されたこと並びに方法書における説明会の開催及び環境影響評価図書のインターネットその他の方法による公表が義務化されたことに鑑み、所要の整備を行う。

また、平成25年6月に放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第60号）が公布され、環境影響評価法の放射性物質に係る適用除外規定が削除されたことに鑑み、所要の整備を行う。

3 条例改正の概要

(1) 計画段階環境配慮書の手続の新設

第一種事業を実施しようとする者に、事業の位置、規模等を選定する早期段階に環境保全について配慮を図るため、配慮すべき事項についての検討、計画段階環境配慮書の作成及び県等への送付、公表、意見聴取といった手続を義務化する。

(2) 方法書に関する要約書の提出と説明会の開催の義務化

方法書の図書分量が増加し、内容も専門化している現状に対応するため、事業者による要約書の提出を求めるとともに、記載事項の周知を図るため、説明会の開催を義務化する。

(3) 環境影響評価図書のインターネットその他の方法による公表の義務化

インターネットの普及を踏まえ、環境影響評価図書（配慮書、方法書、準備書及び評価書並びにこれらの要約書並びに事後調査報告書）について、事業者が自社のホームページ等で公表することを義務化する。

(4) 法の配慮書について、知事が意見を述べる際の手続を規定

(5) 放射性物質による汚染に係る適用除外の規定の削除

(6) その他所要の整理

4 施行期日

平成27年6月1日（3（6）については、公布の日）